

長野市福祉医療費給付金制度の見直しについて

1 目的

老人、乳幼児、障害者、父子家庭の父子及び母子家庭の母子の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、医療費のうち本人が負担する部分に対して福祉医療費給付金を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

2 対象者

(平成18年4月21日現在)

対象者	人数
乳幼児(就学前まで)	19,260
障害児	659
障害者(70歳未満)	4,566
65歳以上重度障害者	6,396
母子家庭の母子	6,634
父子家庭の父子	354
老人(68,69歳、低所得)	67
計	37,936

3 給付内容

- ・保険診療の一部負担金から、高額療養費、付加給付、1レセプトあたり300円を差し引いた額を給付
- ・入院時食事療養費標準負担額の2分の1

4 給付のしくみ

資格取得申請後、福祉医療費受給者証発行。受給対象者が長野県内の医療機関等に受給者証を提示、医療機関等から提供される情報に基づき、給付金を毎月28日に給付(口座振込)

5 事業の運営に要する予算(18年度)

- ・扶助費(給付金) 16億1,368万円
- ・その他事務費 1億5,644万円

県要綱に定める要件に該当する場合、県から市へ補助金(1/2)が交付される。

6 社会福祉審議会への諮問(平成18年1月31日 諮問)

- ・乳幼児の福祉医療費給付対象者拡大の市民要望が大きいこと。
- ・精神障害者の福祉医療費給付対象拡大への市民要望が大きいこと。
- ・国において医療保険制度が大幅に見直されようとしていること。

7 諮問内容と答申の予定時期(当初諮問時)

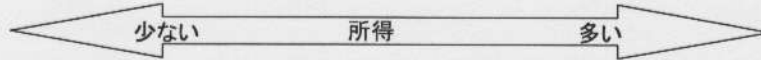
- ・精神障害者
対象者の範囲、給付内容について 平成18年8月
- ・医療保険制度全般の見直しなどに伴う福祉医療費給付金制度全体の検討 平成19年8月

8 福祉医療制度を取り巻く社会環境の変化

- ・2月県議会 田中県社会部長答弁(平成18年3月8日 信毎)
精神障害者の医療費助成の範囲拡大の考えを示し「市町村と協議し見直したい」と述べている。
- ・第118回長野県市長会総会決議(平成18年4月14日)
現行の制度施行後、3年を経過する平成18年度の早い時期に、県・市町村等で構成する「福祉医療制度のあり方検討委員会」を開催し、制度の見直しを図るよう要望する。
- ・長野県知事要望、県議会陳情(長野県市長会・平成18年5月1日)

長野市福祉医療費給付制度 縣市負担区分 (平成18年4月改正)

単位 千円



県補助対象	市単独	入院時食事療養費標準負担額
		受給者負担

住民税非課税世帯	所得税非課税世帯	児童扶養手当所得制限	児童手当所得制限	特別障害者手当所得制限	所得制限なし
例 扶養3人の場合の制限額	1,458千円	1,520千円	3,500千円	5,740千円	6,962千円

		所得税非課税世帯	児童手当所得制限	所得制限なし	
乳幼児	0~3歳児	入院	44,624	3,206	2分の1
		外来	188,696	17,429	
	4歳児	入院	3,638		2分の1
		外来	55,644		
	5歳~就学前	入院	1,538		2分の1
		外来	13,124		

		住民税非課税世帯	所得税非課税世帯	特別障害者手当所得制限	所得制限なし			
障害者 (70歳未満)	身	身障害者手帳1~2級	入院		42,373	2,899	2分の1	
			外来		129,973	12,870		
		身障害者手帳3級	入院		*	16,119	1,948	2分の1
			外来		*	49,298	6,114	
		身障害者手帳4級	入院				29,447	2分の1
			外来				85,568	
	身障害者手帳5級	入院		1,175			2分の1	
		外来		3,439				
	知的	療育手帳A1 A2 B1	入院		17,469	1,723	2分の1	
			外来		21,113	3,221		
		療育手帳B2	入院		2,474			2分の1
			外来		2,689			
特別児童扶養手当1級2級	入院				72	2分の1		
	外来				1,112			
精神	精神障害者保健福祉手帳1級	入院						
		外来		282				
65歳以上重度心身障害者	入院			221,338	7,296	2分の1		
	外来			182,385	11,490			

1レセプトあたり300円

		児童扶養手当所得制限	所得制限なし	
母子家庭の母子	入院	8,833	558	2分の1
	外来	79,845	4,109	
父子家庭の父子	入院	286	215	2分の1
	外来	2,690	775	

		住民税非課税世帯	所得税非課税世帯
独り暮らし女子 (経過措置者のみ)	入院		185
	外来		1,427
老人(68~69歳)	入院	266	259
	外来	2,638	742

1割と300円の大きいほう (なし)

◎所得欄数値は、H16給付実績(単位 千円)
*本人:所得税非課税 扶養義務者:特別障害者手当所得制限

障害者医療費給付制度の県内市・中核市実施状況（精神障害者保健福祉手帳）

平成18年4月1日現在

障害等級	入院・通院の別	所得制限		中核市数	中核市	県内市数	県内市	
		本人	扶養義務者等					
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税（同一世帯者）			6	長野市 松本市 飯田市 諏訪市 茅野市 千曲市 (県制度と同じ)	
		所得制限なし	所得制限なし			4	岡谷市 伊那市 飯山市 安曇野市	
	入院・通院	1,595,000円以下		1	下関市			
		特別児童扶養手当準拠	特別児童扶養手当準拠	1	熊本市			
	入院・通院 (精神科以外)	老齢福祉年金の 扶養義務者の基準額	老齢福祉年金の 本人+扶養義務者の基準額	1	いわき市 (2,3級は他の障害と重複の場合対象)			
	入院・通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	須坂市	
	入院・通院 (精神科以外)	3,604,000円以下	6,287,000円以下	1	姫路市			
	入院(精神科 以外)・通院	所得制限なし	所得制限なし	1	郡山市 (2,3級は他の障害と重複の場合対象)			
	小計				5		11	
	1～2級	入院のみ	所得制限なし	課税標準額700万円以下	1	新潟市 (月10,000円まで)		
入院・通院		住民税非課税	住民税非課税			1	上田市	
1級入院 2級入院のみ		市町村民税非課税者	市町村民税非課税（同一世帯者）			1	佐久市	
入院・通院		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	岐阜市	1	小諸市	
		所得制限なし	所得制限なし			1	大町市	
入院・通院		所得制限なし	所得制限なし	1	相模原市			
入院・通院		所得制限なし	所得制限なし	2	岡崎市 豊田市(入院は2分の1)			
小計				5		4		
1～3級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税(同一世帯者)			1	中野市	
	通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	駒ヶ根市	
	入院のみ	所得制限なし	所得制限なし	1	船橋市(月16,000円まで)			
	1・2級は入院 3級は通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	東御市	
	入院・通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	塩尻市	
小計				1		4		
実施していない				20	函館市 秋田市 川越市 横須賀市 金沢市 堺市 高槻市 東大阪市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市			
5条(*1)適用者の入院				1	旭川市 (月10,000円まで)			
精神科に2年を超える入院				1	富山市 (月3,800円まで)			
精神科の入院				1	浜松市 (月10,000円まで)			
32条(*2)適用通院のみ				2	豊橋市 宇都宮市		(飯田市 須坂市 大町市)	
合計				36		19	19	

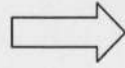
*1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者

*2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条に規定する精神障害者。精神障害の通院医療は自己負担分が5%とされていた。
なお、平成18年4月から障害者自立支援法の施行により、自立支援医療となり、自己負担分は原則10%となる。

精神医療費(通院)公費負担対象者及び福祉医療受給対象者の範囲の比較

【精神通院医療制度】

* 障害者自立支援法(第58条第1項)



【福祉医療費給付金制度】

所得制限無

① 社会保険等 本人負担 10%

社会保険等 1,294人	その他	1,015	人
	3級	52	
	2級	161	
	1級	66	
	計	1,294	

279人
手帳所持者数

	住民税 非課税	特別障害者手当 所得制限内	所得制限無
その他 (216)	21	187	8
3級 (185)	18	160	7
2級 (649)	65	560	24
1級 (244)	24	211	9

手帳取得見込数
1,078人

② 国保 結核精神=全額給付 (本人負担10%分を給付)

国民健康 保険 1,776人	その他	1,058	人
	3級	118	
	2級	454	
	1級	146	
	計	1,776	

718人
手帳所持者数

その他 (296)		237	48	11
3級 (254)		204	40	10
2級 (891)		712	144	35
1級 (335)		268	54	13

手帳取得見込数
1,480

※ 社会保険等の10%、国保の80%が非課税と推計
※ 各保険とも96%が所得制限内と推計

③ 医療保険合計

区分	等級	該当者
社保 + 国保	その他	2,073
	3級	170
	2級	615
	1級	212
	計	3,070

997人
手帳所持者

区分	住民税 非課税	特障手当 所得制限	所得 制限無	合計
その他	258	235	19	512
3級	222	200	17	439
2級	777	704	59	1,540
1級	292	265	22	579
計	1,549	1,404	117	3,070

2,558人
手帳所持者見込数

◎ 人数は17年10月現在

精神障害者手帳級別、所得別所要額試算

千円

		住民税非課税		特別障害者手当		所得制限なし	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
1級	入院		9,000		18,000		19,000
		(内一財)	(9,000)	(内一財)	(18,000)	(内一財)	(19,000)
	外来		20,000		39,000		40,000
		(内一財)	(10,000)	(内一財)	(29,000)	(内一財)	(30,000)
	計	292	29,000	557	57,000	579	59,000
		(内一財)	(19,000)	(内一財)	(47,000)	(内一財)	(49,000)

1級+2級	入院		36,000		69,000		71,000
		(内一財)	(36,000)	(内一財)	(69,000)	(内一財)	(71,000)
	外来		75,000		143,000		149,000
		(内一財)	(65,000)	(内一財)	(133,000)	(内一財)	(139,000)
	計	1,069	111,000	2,038	212,000	2,119	220,000
		(内一財)	(101,000)	(内一財)	(202,000)	(内一財)	(210,000)

1級+2級+3級	入院		43,000		83,000		86,000
		(内一財)	(43,000)	(内一財)	(83,000)	(内一財)	(86,000)
	外来		90,000		173,000		180,000
		(内一財)	(80,000)	(内一財)	(163,000)	(内一財)	(170,000)
	計	1,291	133,000	2,460	256,000	2,558	266,000
		(内一財)	(123,000)	(内一財)	(246,000)	(内一財)	(256,000)